

平成20年度駒木会総会次第

日時 平成20年11月3日（月） 16時～

場所 江戸川大学 学生食堂（江戸屋）

議事等

- 1、 会長挨拶
- 2、 学長挨拶
- 3、 活動報告及び決算について
- 4、 会則改訂について
- 5、 グラウンドの資金拠出について
- 6、 活動計画及び予算について

※総会終了次第 懇親会を実施しますのでご参加ください。
※総会及び懇親会開催中写真撮影をおこなっております。
会報及びWebページで利用することがありますのでご了承
のほどよろしく願いいたします。

平成20年3月31日

平成19年度 江戸川大学駒木会収支報告

【前年度繰越金】

		備考
合計	¥139,039,522	

【収入の部】

		備考
第14期生分校友会費	¥210,034	
第15期生分校友会費	¥428,000	
利息合計	¥219,531	
合計	¥857,565	

【支出の部】

		備考
第7回同窓会報および 第8回総会案内発送費	¥464,366	
第7回同窓会報制作費	¥145,215	
平成19年11月3日分 懇親パーティー代	¥100,840	
合計	¥710,421	

【前年度繰越金】+【収入】-【支出】

¥139,186,666	
銀行①+③	¥8,617,871
郵便局 円	¥1,056,400
銀行② 円	¥129,512,395
	¥139,186,666

江戸川大学駒木会 会則改訂資料

※本資料は、現行の駒木会則のうち、修正、変更を提案する箇所のみ記述します。

※条番号を含め変更を行わないのは、次の通りです。

第1条～第4条、第7条、第9条～第11条、第15条～第16条、第18条、第20条～第22条

※条番号の変更のみで本文の変更を行わないのは、次の通りです。

現行会則番号	新会則番号
第27条	⇒新会則第24条へ
第30条	⇒新会則第25条へ
第35条	⇒新会則第28条へ
第36条	⇒新会則第30条へ
第37条	⇒新会則第32条へ
第38条	⇒新会則第33条へ

※現行の会則全文については、江戸川大学駒木会ホームページ (<http://www.edogawa-u.ac.jp/komaki/pdf/kaisoku.pdf>) をご参照ください。

章	現行会則			新会則案		
	大項目	条	条文	大項目	条	条文
第2章 会員	会員の資格	第5条	<p>本会は、次の資格のある者を会員とする。</p> <p>(1) 正会員 ①江戸川大学修了生。 ②上記大学に在籍した者で、理事会において入会を承認された者。</p> <p>(2) 準会員 江戸川大学在籍生。</p> <p>(3) 特別会員 ①上記大学の現職員。 ②上記大学の旧職員で、理事会において入会を承認された者。 ③死亡した正会員の配偶者及び両親で、理事会において入会を承認された者。</p> <p>(4) 賛助会員 本会の趣旨に賛同し、本会の目的を達成する事業を賛助する団体又は個人で、理事会において入会を承認された者。</p>	会員の資格と定義	第5条	<p>本会は、次の者に会員資格を与えると同時に、それぞれを定義する。</p> <p>(1) 正会員 ①江戸川大学卒業生。 ②上記学校に在籍した者で、理事会において入会を承認された者。</p> <p>(2) 準会員 江戸川大学在籍生。</p> <p>(3) 特別会員 ①上記大学の現職員。 ②上記大学の旧職員で、理事会において入会を承認された者。 ③死亡した正会員の配偶者及び両親で、理事会において入会を承認された者。</p> <p>(4) 賛助会員 本会の趣旨に賛同し、本会の目的を達成する事業を賛助する団体又は個人で、理事会において入会を承認された者。</p>
	入会金、会費	第6条	<p><u>入会金・会費については、理事会、評議員会の議決を経て定める入会金・会費規定によるものとする。</u></p>	入会金、会費	第6条	<p><u>入会金と会費の金額は、次の通りとする。</u></p> <p>(1) 入会金 ￥1,000 (2) 年会費 ￥1,000/年 (3) 永年会費 ￥30,000</p> <p>2. <u>入会金・会費の金額改定、納入方法等については、別流定める。</u></p>

章	現行会則			新会則案		
	大項目	条	条文	大項目	条	条文
第2章 会員	会員の権利	第8条	<p>会員は、第4条で行う事業への参画、並びに本会が発行する会報及び図書・資料等の優先的配布及び頒布を受けることができる。</p> <p>2. 会員は、会費の未納があったとき、理事会の議決を経て、特典の一部または全てを失う。但し、未納会費の納入があった時点から、会員の特典を受けることができる。</p>	会員の権利	第8条	<p>江戸川大学を卒業した者、卒業予定の者は、第6条で定める会費の納入を以て、第4条で定める事業への参画、本会が発行する各種サービスを受受する権利を有する。</p> <p>2. 正会員は、会費の未納が確認された場合、正会員としての権利の一部または全てを失う。但し、会費の納入があった時点から、正会員としての権利を受けることができる。</p>
第3章 役員	役員	第12条	<p>本会に次の役員を置く。</p> <p>(1) 会長 1名 (2) 副会長 2名 (3) 常任理事 原則として5名以上、10名以内。 (4) 理事 原則として20名以上、30名以内。 (5) 監事 2名以上3名以内。 (6) 評議員 原則として各期4名を超えない範囲。</p>	役員	第12条	<p>本会に次の役員を置く。</p> <p>(1) 会長 1名 (2) 副会長 2名 (3) 理事 原則として30名以内。 (4) 監事 2名以上3名以内。 (5) 評議員 原則として各期4名を超えない範囲。</p>
	役員の選任及び解任	第13条	<p>第12条に規定される役員は、すべて正会員のなかから選任する。</p> <p>2. 会長は、評議員会において選任する。なお、会長は第12条(4)の定数外の理事となる。</p> <p>3. 副会長は、会長が推薦し、評議員会において選任する。但し、少なくとも1名は理事の中から選任する。なお、副会長は第12条(4)の定数外の理事となる。</p> <p>4. 常任理事は、理事の中から会長が指名し、理事会に報告する。</p> <p>5. 理事は、会長が推薦し、評議員会において選任する。なお、第31条に定める事務局長は、自動的に第12条(4)の定数外の理事となるが、離任時にその任を解くものとする。</p> <p>6. 監事は、評議員会において選任する。</p> <p>7. 評議員は、各期からの推薦並びに立候補者から評議員会において選任する。なお、推薦並びに立候補者が定数に満たない場合は、理事会が推薦し、評議員会において選任する。</p> <p>8. 理事、監事及び評議員は互いに兼任することができない。</p> <p>9. 役員の増員または欠員の補充を行うとき、その選任にあたっては、1から8の規定によらなければならない。</p> <p>10. 役員は任期満了時および評議員会の3分の2以上の解任要求が決議された場合はその職を解かれる。</p>	役員の選任及び解任	第13条	<p>第12条に規定される役員は、すべて正会員のなかから選任する。</p> <p>2. 会長は、候補者を募り、評議員会において選任した後、総会などでその旨を報告する。なお、会長は第12条(3)の定数外の理事となる。</p> <p>3. 副会長は、会長が推薦し、評議員会において選任した後、総会などでその旨を報告する。なお、副会長は第12条(3)の定数外の理事となる。</p> <p>4. 理事は、会長が推薦し、評議員会において選任する。なお、第26条に定める事務局長は、自動的に第12条(3)の定数外の理事となるが、離任時にその任を解くものとする。</p> <p>5. 監事は、評議員会において選任する。</p> <p>6. 評議員は、各期からの推薦並びに立候補者から評議員会において選任する。なお、推薦及び立候補者が定数に満たない場合は、理事会が推薦し、評議員会において選任する。</p> <p>7. 役員の増員または欠員の補充を行う時、その選任にあたっては、1から6の規定によらなければならない。</p> <p>8. 選挙もしくはその他の理由により会長が交代した場合、新会長は新体制発足時に本会の運営方針を発表しなければならない。</p> <p>9. 役員は任期満了時及び総会の3分の2以上の解任要求があった場合、その職を解かれる。</p> <p>10. 会長選挙、役員の選任および解任に関する詳細事項は、選挙規定により別途定める。</p>

章	現行会則			新会則案		
	大項目	条	条文	大項目	条	条文
第3章 役員	役員の職務及び権限	第14条	<p>会長は、本会を代表し、会務を統括する。</p> <p>2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、あらかじめ会長により指名された順位により、その職務を代行する。</p> <p>3. <u>常任理事は、常任理事会を組織して、第24条に定める会務を執行する。</u></p> <p>4. 理事は、理事会を組織して、第21条に定める会務を執行する。</p> <p>5. 監事は、本会の財産、会計及び業務執行状況を監査する。なお、監事は、監査内容に不適正のあることを確認した場合、評議員会を招集することができる。また、監事は、理事会、評議員会に出席して意見を述べることができる。</p> <p>6. <u>評議員は、会員の総意を代表し、評議員会を構成し、第27条に定める事項に関する決議を行い、かつ同期の会員と本会との連絡に当たる。</u></p>	役員の職務及び権限	第14条	<p>会長は、本会を代表し、会務を統括する。</p> <p>2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、予め会長により指名された順位により、その職務を代行する。</p> <p>3. 理事は、理事会を組織して、第20条に定める会務を執行する。</p> <p>4. 監事は、本会の財産、会計及び業務執行状況を監査する。なお、監事は、監査内容に不適正のあることを確認した場合、<u>臨時総会を招集することができる。</u>また、監事は、理事会、評議員会に出席して意見を述べることができる。</p> <p>5. <u>評議員は、第23条で定める評議員会を組織し、第24条で定める事項に関する決議を行う。</u></p>
第4章 会議	総会	第17条	<p>本会の総会は、第2条の目的を達成するため、原則として毎年一回の年次総会を開催する。会長が必要と認めた時は、評議員会の決議を経て臨時総会を開催することができる。</p> <p>2. 総会は、出席者を以て成立する。</p> <p>3. <u>総会の議長は、会長が出席した会員の中から指名する。</u></p>	総会	第17条	<p>本会の総会は、第2条の目的を達成するため、原則として毎年一回の年次総会を開催する。会長が必要と認めた時は、評議員会の決議を経て臨時総会を開催することができる。</p> <p>2. 総会は、出席者を以て成立する。</p>
	総会への報告	第19条	<p><u>年次総会において、会長は本会の事業報告、収支予算・決算、財務状況について報告する。</u></p> <p><u>また、年次総会が開催されない年次においては、上記の報告を会報又は書面を以て、会員に知らせなければならない。</u></p>	総会での決議事項	第19条	<p><u>年次総会では、次の事項を決議する。</u></p> <p><u>(1) 事業計画及び事業報告の承認</u></p> <p><u>(2) 収支予算及び決算の承認</u></p> <p><u>(3) 会則の改訂及び改廃</u></p> <p><u>(4) 役員の出選における報告及び新体制の運営方針の承認</u></p> <p><u>(5) 本会に関するその他重要事項</u></p> <p>2. 総会における決議は、出席者全員の多数決を以てこれを行う。</p> <p>3. <u>年次総会が開催されない年次においては、上記の報告を会員に知らせなければならない。</u></p>
	常任理事会	第23条	<p><u>常任理事会は、会長、副会長、常任理事、及び事務局長をもって構成する。なお、会長は、必要と認めたとき、上記以外の会員を会に出席させることができる。</u></p> <p>2. <u>常任理事会は、会長が必要と認めた時に、会長が招集する。</u></p> <p>3. <u>常任理事会は、出席者をもって成立する。</u></p> <p>4. <u>常任理事会の議長は、会長がこれにあたる。</u></p>			

章	現行会則			新会則案		
	大項目	条	条文	大項目	条	条文
第4章 会議	常任理事会の 執行事項	第24条	常任理事会は、第21条に定める事項のうち(1)総会報告事項、(2)評議員会付議事項を除く、他のすべての事項について会務を執行する。			
	評議員会	第25条	評議員会は、会員の総意を代表する最高議決機関であり、本会則に規定するもの他、本会の運営に関する基本的な重要事項について審議・決議する。	評議員会	第23条	評議員会は、会員の総意を代表する最高議決機関であり、本会則に規定するもの他、本会の運営に関する基本的な重要事項について審議・決議する。 2. 評議員会は会長が招集し、開催宣言は事務局長に行う。 3. 評議員会の議長は、評議員会に出席した者の中から選任する。 4. 評議員会は、評議員総数の3分の1の出席を以て成立する。但し、あらかじめ委任状を提出した者は、出席者とみなす。 5. 評議員会の決議は、出席した評議員の過半数を以てこれを行う。但し、可否同数の場合、議長の決することとする。 6. 第22条の規定は、評議員会の議事についても準用する。
	評議員会の招集	第26条	定時評議員会は、毎年新会計年度開始の日より、出来るだけ早い時期に、会長が招集する。臨時評議員会は、次の各項の1つに該当する場合に会長が招集する。 (1) 理事会が、開催の必要を認めた時。 (2) 監事から、開催の請求があった時。 (3) 30名以上の評議員から開催の請求があった時。 (4) 評議員1名以上を含む500名以上の署名を以て開催の請求があった時。			
	評議員会の議長	第28条	評議員会の議長は、評議員会ごとに出席した評議員の中から選任する。			
	評議員会の成立及び 決議方法	第29条	評議員会は、評議員総数の3分の1の出席をもって成立する。但し、あらかじめ委任状を提出したものは、出席者とみなす。 2. 評議員会の決議は、出席した評議員の過半数をもってこれを行う。但し、可否同数の場合は、議長の決することとする。 3. 第22条の規定は、評議員会の議事についても準用する。			
第6章 事務局	事務局	第31条	本会に事務局を置く。 2. 事務局は、会長が指名した事務局長1名、並びに事務局員若干名を以て構成する。 なお、事務局長は、指名後、最初の理事会において承認を得なければならない。 3. 事務局には、若干名の有給職員を置くことができる。 4. 事務局に関する規定及び職員の内、待遇は、理事会の決議を経て別に定める。	事務局	第26条	本会に事務局を置く。 2. 事務局は、会長が指名した事務局長1名、並びに事務局員若干名を以て構成する。 なお、事務局長は、指名後、最初の理事会において承認を得なければならない。 3. 事務局には、若干名の有給職員を置くことができる。 4. 事務局に関する規定は、別に定める。

章	現行会則			新会則案			
	大項目	条	条文	大項目	条	条文	
第7章 資産及び会計	資産の構成	第32条	本会の資産は次の通りとする。 (1) 会費及び入会金 (2) 事業に伴う収入 (3) 資産から生ずる果実。 (4) 寄付金品 (5) その他の収入	資産の構成	第27条	本会の資産は次の通りとする。 (1) 会費及び入会金 (2) 事業に伴う収入 (3) 利息収入 (4) 寄付金品 (5) 駒木会にて購入した物品 (6) 卒業生や大学などから入手した個人情報 (7) その他の収入	
	事業計画・予算・決算	第33条	本会の事業計画及び、収支予算・決算は、毎会計年度開始後、理事会、評議員会の決議を受け、総会に報告しなければならない。 2. 総会が開催されないときは、会報又は書面を以て全会員に知らせなければならない。 3. 事業計画及び予算を大幅に変更する場合も同様とする。 4. 新会計年度開始から、評議員会の承認を得るまでの期間における経費は、前年度当期間内に、支出した項目、経費を越えてはならない。ただし、緊急を要する経費については、常任理事会の承認を経て支出することができる。 5. 新期の事業計画は、評議員会の承認前に執行することはできない。				
					出金	第29条	出金に関する規定については、理事会・評議員会の決議を経て別に定める。
					情報資産の管理	第31条	個人情報の取り扱いについては、個人情報保護宣言において別に定める。
付則			1. 本会則の施行に関する細則は、理事会の決議を経て定める。 2. 本規定は、平成6年度卒業生より適用する。	付則		1. 本会則の施行に関する細則は、理事会の決議を経て定める。 2. 本規定は、平成6年度卒業生より適用する。 この改正は、平成21年1月1日から施行する。	

グラウンド人工芝化工事における資金の一部拠出の提案

【提案項目】

江戸川大学グラウンド人工芝化工事における資金の一部拠出について

【提案趣旨】

江戸川大学駒木会会則第 4 条

(3) 会員による地域の経済・文化及びスポーツ事業に対する協賛。

(4) 母校の教育活動への後援。

に基づき、江戸川大学開学 20 周年記念事業の一環として行われるグラウンド改修事業を支援したく、提案します。

【拠出金額】

¥ 75,000,000 (工事費用総額: ¥ 127,260,000)

【背景】

- 現グラウンドでは、天候次第で劣悪な使用環境に陥るだけでなく、砂埃により近隣住民に迷惑をかけている。
- 保守の面でも、数年に 1 度の大規模メンテナンス工事が必要になり、その度に費用が発生している。
- 千葉県大学サッカーリーグ第 1 部に所属しているサッカー部においては、活動の際に非常に狭いグラウンドの利用を強いられ、他大学や高校生を招いての公式試合が行えない状況にある。

【期待される効果】

- 体育の授業や課外活動団体(サッカー部、アメフト部、軟式野球部)における利用環境の向上に貢献できる。
- 大学のスポーツ事業強化に伴い、江戸川大学への入学希望者の増加に貢献でき、卒業後の駒木会入会者増加が見込める。
- サッカー部においては公式試合が行える環境が手に入ることにより、更なる成績向上が見込めるだけでなく、駒木会においても江戸川大学の知名度向上にインフラ面で貢献できる。
- 費用の一部を駒木会にて負担することにより、学内関係者に対する駒木会の認知度向上につながる。

【条件】

- 課外活動団体のみならず、江戸川大学全学生及び OB/OG においても、所定の手続きを経ることで利用可能にすること。
- グラウンドの名称に“駒木会”を付加する旨、別途協議に応じること。

【資料】

御見積書(積水樹脂株式会社 作成)

* この中から、

5. 囲障工事 + 7. 人工芝設置工事 の項目を基本として資金の拠出を行います。

御 見 積 書

平成 20 年 9 月 26 日



学校法人 江戸川学園

御 中

下記の通り御見積り申し上げます。何卒ご用命の程お願い申し上げます。

SJC 積水樹脂株式会社

関東支店 スポーツ人工木営業所
東京都港区海岸1-11-13 竹芝パークビル12F
TEL03(5400)1817 FAX03(5400)1840

所属長	課長	担当
		

合計金額 ¥127,260,000-(人工芝 FIFA☆☆仕様)

工事名称	江戸川大学グラウンド芝改修工事	(お見積条件)条件が異なる場合は別途御見積させていただきます。
工事場所	千葉県流山市駒木474	※資材搬入と搬出は全て大型車輛を想定致しております。
工事期間	別途御打合せ	※地中障害物発生時は別途費用が発生致します。
御支払条件	別途御打合せ	※コンテナの移設費用は含まれておりません。
見積り有効期間	平成20年12月31日	※グラウンド拡張面積変更の場合は再度お見積申し上げます。

No.	名 称	内 容	数量	単位	単価	金額	備 考
1	撤去工事		1	式		7,275,100	内訳表①御参照
2	排水施設工事		1	式		8,970,000	内訳表②御参照
3	舗装止縁石工事		1	式		3,087,000	内訳表③御参照
4	グラウンド舗装工事		1	式		21,987,000	内訳表④御参照
5	閉障工事		1	式		10,080,000	内訳表⑤御参照
6	照明移設工事		1	式		600,000	内訳表⑥御参照
7	人工芝設置工事		1	式		64,071,000	内訳表⑦御参照
	直接工事費計					116,070,400	
	現場管理費		2.5	月	700,000	1,750,000	
	諸経費		1	式		5,500,000	
	小計					123,320,400	
	値引き					-2,120,400	
	合計					121,200,000	
	消費税					6,060,000	
	総合計					127,260,000	

関東1部					
1位	明治大学	2位	早稲田大学	3位	法政大学
4位	駒沢大学	5位	流通経済大学	6位	中央大学
7位	東京学芸大学	8位	順天堂大学	9位	国土館大学
10位	筑波大学	11位	青山学院大学	12位	東海大学
関東2部					
1位	神奈川大学	2位	専修大学	3位	拓殖大学
4位	尚美学園大学	5位	慶応大学	6位	亜細亜大学
7位	東京農業大学	8位	国際武道大学	9位	日本体育大学
10位	桐蔭横浜大学	11位	帝京大学	12位	城西大学

東京都		千葉県		神奈川県	
1位	東洋大学	1位	明海大学	1位	関東学院大学
2位	朝鮮大学	2位	中央学院大学	2位	産業能率大学
3位	成蹊大学	3位	帝京平成大学	3位	松蔭大学
4位	日本大学	4位	江戸川大学	4位	横浜国立大学
5位	立正大学	5位	東京理科大学	5位	横浜商科大学
6位	国学院大学	6位	千葉大学	6位	文教大学
7位	武蔵大学	7位	千葉商科大学	7位	防衛大学
8位	日本大学文理	8位	千葉工業大学	8位	横浜市立大学
9位	東京経済大学	9位	東京情報大学	9位	東京工芸大学
10位	玉川大学	10位	東邦大学	10位	鶴見大学
11位	立教大学	11位	千葉科学大学	11位	田園調布大学
12位	学習院大学	12位	了徳寺大学	12位	沼南工科大学
13位	成城大学	13位	神田外語大学	13位	神奈川工科大学
14位	明治学院大学	14位	敬愛大学		
15位	東京大学	15位	千葉経済大学		北関東
16位	一橋大学	16位	淑徳大学	1位	上武大学
17位	日本大学生物	17位	東京成徳大学	2位	作新学院大学
18位	上智大学	18位	城西国際大学	3位	国際医療福祉大学
19位	日本大学商学部	19位	東洋学園大学	4位	足利工業大学
20位	創価大学	20位	鹿澤大学	5位	白鷲大学
21位	山梨大学			6位	群馬大学
22位	首都大学		埼玉県	7位	茨城大学
23位	桜美林大学	1位	平成国際大学	8位	創造大学
24位	東京理科大学	2位	文教大学		
25位	大東文化大学	3位	埼玉大学		
26位	東京外語大学	4位	獨協大学		
27位	山梨学院大学	5位	駿河台大学		
28位	東京農工大学	6位	埼玉工業大学		
29位	東京工業大学	7位	東京電気大学理工		
30位	和光大学	8位	東京国際大学		
31位	杏林大学	9位	東京理科大学体育局		
32位	北里大学	10位	埼玉県立大学		
33位	明星大学	11位	目白大学		
34位	東京海洋大学	12位	東京理科大学経営		
35位	二松学舎大学	13位	武蔵丘大学		
36位	武蔵工業大学	14位	淑徳大学国際		
37位	東京海洋大学工学	15位	芝浦工業大学		
38位	日本社会事業大学	16位	防衛医科大学		
39位	東京工科大学	17位	浦和大学		
40位	工学院大学	18位	聖学院大学		
41位	自由学園大学	19位	日本薬科大学		
42位	東京薬科大学	20位	日本工業大学		
43位	東京電気大学	21位	東洋大学工学部		
44位	順天堂大学医学部				
45位	国際基督教大学				
46位	都留文科大学				
47位	電気通信大学				
48位	高千穂大学				

平成21年度 江戸川大学駒木会予算案

案件	予算額	備考
同窓生住所追跡事業積み立て金	¥1,000,000	
Webサービス事業積み立て金	¥1,000,000	
同窓会報および 総会案内発送費	¥600,000	
同窓会報制作費	¥150,000	
懇親パーティー代	¥110,000	
学園祭パンフレット広告費	¥100,000	
交通費・通信費	¥100,000	
合計	¥3,060,000	